

企画競争実施の公示

平成 29 年 1 月 31 日

独立行政法人住宅金融支援機構 契約担当役
財務企画部長 平井 光夫

次のとおり企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

平成 29 年度所属長に対する 360 度評価システムの提供

(2) 実施目的

機構が、住宅ローン市場の縮小等の外部環境の変化、コンプライアンス遵守等の内部環境の変化に的確に対応していくためには、これまで以上に管理職者のマネジメント能力の向上が必要になる。特に、部署の責任者である所属長については、円滑な業務運営を行い、成果をあげるためにも、自己のマネジメントに関して、自己認識と他者認識のギャップを把握し、PDCA サイクルを回すことが重要である。

そのため、自身の把握の機会となるよう、マネジメントに関する高度なノウハウを有する専門会社に、所属長に対する 360 度評価を行うためのシステム利用に伴う業務を委託する。

(3) 業務内容

(2)の目的を実現するため、部長クラス向けの 360 度評価システムの提供に係る次の業務を委託する。

ア 部長クラス向けの 360 度評価に係る評価項目、評価方法の設計等

イ 機構の要求に応じたカスタマイズ（機構独自の評価項目の設定、フリーコメント欄の設定等）

ウ Web を通じた評価の実施

エ 実施結果の被観察者及び事務局に対する配付（郵送可）

オ 機構が Web を通じて入力したデータの Excel 又は CSV による納品

カ 利用マニュアル等の資料一式の提出

キ 被観察者に対する説明会（評価結果の見方、今後の対応策等）の開催。部長クラス向け 1 回。所要時間は半日程度（各クラスの受講希望者が 10 名以上の場合に実施）。

ク 部長クラス向けの個別コーチング（最大 15 名）（対象者の希望があれば実施）。

ケ 事務局へのサポート（機構の部長クラス及び課長クラスの 360 度評価の実施結果を踏まえた全体傾向の分析、改善策の提案等）

(4) 履行期限等

ア 平成 29 年 8～9 月に、(3)ウの Web を通じた評価ができるようにすること。

イ ア以外については、機構と別途協議を行うこと。

(5) 平成 29 年度の対象者数（予定）

部長クラス： 最大 35 名

2 企画競争参加資格要件

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 28・29・30 年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「役務の提供等」の資格を有する者又は平成 28・29・30 年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者であること。
- (3) 当機構より競争参加停止等処分を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 商法（明治 32 年法律第 48 号）その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (6) 機構から競争参加停止等処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらの者と関係のある者でないこと。
- (8) 過去 5 年以内に、金融機関等の民間企業から発注を受けて、部長クラス向けの 360 度評価システムの導入実績があること。
- (9) 人事マネジメント分野の専門家（キャリアカウンセラー等の資格者）が在籍すること。
- (10) 機構の担当者との頻繁な打ち合わせに対応できる責任者を配置できること。

3 手続等

- (1) 担当部署（問い合わせ先）
〒112-8570 東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 10 号
独立行政法人住宅金融支援機構 総務人事部人事グループ（担当：高橋、土橋）
TEL：03（5800）8033
E-mail：Takahashi.9kh@jhf.go.jp、Tsuchihashi.8kh@jhf.go.jp
- (2) 提出要請書の交付期間、場所及び方法
平成 29 年 1 月 31 日（火）から平成 29 年 2 月 21 日（火）17 時 00 分まで
(1)の部署にて直接交付する。
提出要請書の交付を希望する場合には、(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 提案書の提出期限、場所及び方法
平成 29 年 2 月 22 日（水）11 時 00 分
合計 6 部（正本 1 部及び副本 5 部）を(1)の部署に持参すること。
※提出期限までに(1)に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 質問の受付期間、方法等
平成 29 年 1 月 31 日（火）から平成 29 年 2 月 17 日（金）17 時 00 分まで
(1)の部署への e-mail に限る。なお、評価基準に関する質問は受け付けない。
回答は全て平成 29 年 2 月 20 日（月）までに e-mail にて行う。
- (5) 企画提案に関するヒアリング実施の有無
必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程等については、(1)の担当から個別に連絡する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1)に同じ。

- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。採用しなかった提案書は返却しないので、返却を希望する提案者は、その旨を担当部署に提出する際に申し出ること。
- (5) 企画提案書の差し替え及び再提出は原則として認めないこととする。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行う場合がある。
- (7) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 特定した提案を行った者の名称、住所、代表者氏名及び特定日、各提案者毎の評価得点は、当機構のホームページで公表する。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争手続を実施した結果、唯一最適な者として特定したものであるが、当機構会計規程等に基づく契約手続の完了までは、独立行政法人住宅金融支援機構との契約関係を生じるものではない。
- (10) その他の詳細は、提出要請書による。